

## 第 63 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 2 年 7 月 31 日 (開会) 14 時 00 分 (閉会) 16 時 37 分  
場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

### 案 件

#### 1 諮問案件

- (1) マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施  
に対する第三者点検について 【市民部 市民課】
- (2) 遠隔手話通訳の実施に係る個人情報の保護について 【福祉部 障がい福祉室】
- (3) 高齢者予防接種 (肺炎球菌・インフルエンザ) 費用の免除手続きに係る個人情報の保護につ  
いて 【健康医療部 保健センター】

#### 2 その他

### 出席委員

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏  
豊永 泰雄 坂元 耕兵 瀧澤 廣成 宮前 正利  
塩路 裕子 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子 宮本 修

欠席委員 なし

### 出席市職員

#### <説明者>

案件 (1) : 市民課

(参事) 竹原 けえ子 (主幹) 石井 裕臣 (主査) 山下 征男 (係員) 渡邊 徳繁

案件 (2) : 障がい福祉室

(参事) 脇谷 貴文 (主幹) 西村 是紀

案件 (3) : 保健センター

(参事) 村山 靖子、紙谷 正明 (主幹) 鷲尾 加代 (主査) 及川 功  
(主任) 岸井 陽子 (係員) 山本 敬子

#### <事務局>

市民部長 高田 徳也

市民総務室長 大川 雅博 参事 川本 義一 主幹 井手本 治夫

傍聴者 無し

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施

### (2) 概要

本市が特定個人情報ファイルを保有する住民基本台帳に関する事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条及び特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条に基づき、特定個人情報保護評価の全項目評価が義務付けられており、平成 27 年 3 月に公表している。

令和 3 年 2 月に窓口受付システムを導入することを予定しており、それに伴い特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等の変更が生じる。その変更が特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施する。

### (3) 諮問理由

窓口受付システムを導入に伴う特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等の変更が、特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたることから、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項により審議会の意見を聴かなければならないため。

## 2 委員からの質問

委員： 窓口受付システムを導入することで何が変わるのか。

実施機関： 転入手続きの際、転出元から発行された転出証明書をスキャナーで読み取ることで転入届を手書きする必要がなくなる。

委員： 窓口受付システムで実際に業務に従事する人については委託をするのか。

実施機関： 窓口受付システムを使用するのは職員となる。システムの構築及び運用保守を業務委託する予定である。

委員： マイナンバーカードの取得は関係あるのか。

実施機関： マイナンバーカード自体は関係ない。

委員： 転出、転入手続きにマイナンバーが紐づいているのか。

実施機関： 転出証明書を使用するときはマイナンバーの使用はない。今回特定個人情報ファイルにあたるのは、転出証明書の中にマイナンバーが記載されているため、窓口受付システムを設けることで、システムにマイナンバーを取り込むことになってしまう。直接マイナンバーを使うわけではないが、保有することになる。

委員： 個人番号通知カードの廃止と個人番号通知書に関連する修正については、今回の評価書の見直しに含めないのか。

実施機関： 例年、法改正などに伴う評価書の変更については国からの通知により変更例が示されることになる。その通知を待って対応したい。

委員： 資料 2 評価書の 30 ページの「リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」に対する措置として、住民記録システムの端末では許可なく外部記憶媒体

の利用はできないように制御するとあるが、どのように行うのか。

実施機関： 住民記録システムの端末にソフトウェアで制限をかけており、USB ポートに USB メモリを差しても認識しない仕組みとなっている。

委員： 資料 2 評価書の 44 ページの「リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」に対する措置として、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとするとあるが、どのように行うのか。

実施機関： 管理者権限を持ったユーザーがログインしない限りは、システムの中のディスクにアクセスできない仕組みとなっている。

この場合は住基ネットになるので、職員ですら管理者権限を持ったユーザーはおらず、ごく一部の委託先事業者のみがアクセスできるものとなっている。

委員： 資料 2 評価書の 38 ページの「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の 3 及び 4 にある出力されたハードコピーやデータの保管や廃棄はどのように行うのか。

また、その点を評価書に記載されていないが、記載した方が良くないか。

実施機関： マイナンバーが入った紙ベースのものは、それだけを入れる専用の袋を用意し、シュレッターした後、指紋認証によりロックされるロッカーに保管している。袋が満杯になると、職員が直接焼却場に持ち込み、焼却している。

記載については、適当な記載箇所があるか再度見直し、検討する。

委員： 専用のシュレッターがあるのか。

実施機関： シュレッターは通常利用のものとの兼用である。シュレッターに装着するゴミ袋を換えて対応している。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

なお、全項目評価書の IV その他のリスク対策に掲げる自己点検や監査を確実に実施し、従業者に対する教育・啓発については研修を徹底するなどにより個人情報保護を含む情報セキュリティに対する意識の向上に努められたい。

諮問案件 2 遠隔手話通訳の実施に係る個人情報の保護について

【福祉部 障がい福祉室】

#### 1 諮問内容

##### (1) 対象業務

遠隔手話通訳業務

##### (2) 概要

###### ア 目的

手話通訳を必要とする方（以下「聴覚障がい者等」といいます。）が医療機関受診や社会的用務等で通訳を必要とする場合、現在は原則予約のうえ、手話通訳者を現地に派遣しています。しかし、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある方に対しては、手話通訳者本人及び職場への感染拡大リスクが高くなることから、手話通訳者の派遣を見合わせています。

今般、現行の手法に加え、ビデオ通話による遠隔手話通訳を導入することにより、手話通訳者の派遣が困難な場合等でも手話通訳を実施可能にしようとするものです。

#### イ 効果

(ア) 手話通訳を必要とする聴覚障がい者等の利便性の向上を図ることができます。

(イ) 聴覚障がい者等が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある場合であっても、手話通訳者の安全を確保することができます。

#### (3) 諮問理由

病歴など社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取扱うことが想定されるため、またビデオ通話内容の録音・録画等を行いませんが、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第6条第2項及び第12条の規定により、審議会の意見を聴かなければならないため。

## 2 委員からの質問

委員： 手話通訳者はどこにいる想定か。

実施機関： 障がい福祉室にいることもあれば、医療機関の別室にいることも想定される。

委員： 従来の派遣型手話通訳の利用状況はどの程度あるのか。

実施機関： 庁内での相談も含めると昨年度は615件あった。

委員： そのうち、医療関係はどの程度か。

実施機関： 約8割が医療関係となっている。

委員： 聴覚障がい者の病歴などの個人情報はこのシステムに入るのか。

実施機関： 入らない。

委員： ビデオ通話の内容は府のシステム上には記録が残らないということで間違いはないか。

実施機関： お見込みのとおり。

委員： やらうと思えば記録を残すこともできるシステムなのか。

実施機関： 記録できないものである。

委員： 医療機関が遠方であっても利用可能か。

実施機関： 電波が通じる範囲であれば利用可能である。

委員： QRコードの読み込みの際、ID、パスワード等の入力はあるのか。

実施機関： ありません。

委員： QRコードを読み込んで接続する際、別の人につながることはあるのか。

実施機関： 考えにくいですが、可能性ゼロとは言い切れない。

委員： 吹田市に残る個人情報は何かあるのか。

実施機関： 申請者の住所、氏名、連絡先などが残る。

## 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、本件システムとは別に、従前からの派遣型手話通訳事業を含めて、あらかじめ本人に関する個人情報を収集するのであれば、その目的を明らかにして、本人の同意が必要であるという吹田市個人情報保護条例第7条の規定を遵守すること。

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

高齢者予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）費用の免除手続き業務

### (2) 概要

#### ア 現状

保健センターでは吹田市民を対象に予防接種法に定められている各種予防接種を実施しています。

このうち、高齢者を対象とする肺炎球菌・インフルエンザの予防接種については、一部世帯（生活保護世帯・市民税非課税世帯等）を対象に、事前に費用免除の申請を行うことにより無料で予防接種を受けられることとしていますが、高齢者にとって申請書の取得や提出の手続きにかかる負担は大きいものとなっています。また、本人による申請ができない場合は家族や支援者が代理で申請を行う必要が生じます。更に、当センターにとっては年間約 7,200 件の当該申請処理を行うため、申請受付から無料となる予診票の発行までに相当の時間や人員を要しているところです。

#### イ 目的と効果

今般、福祉部高齢福祉室介護保険グループから介護保険料算定にかかる各世帯の所得段階のうち、第1段階から第3段階（生活保護世帯・市民税非課税世帯等に該当）の方の個人情報を取得することにより上記に該当する対象者を事前に抽出し、当該対象者へ無料の予診票を送付することで申請手続きにかかる負担軽減と速やかな受診に繋げることを目的として申請手続きの簡素化を行うとともに当センターにおける事務執行の負担軽減を達成するものです。

### (3) 諮問理由

本来、介護保険料の算定にのみ必要となる生活保護受給状況や市民税の課税状況等の目的外利用を行うにあたり、吹田市個人情報保護条例第8条（目的外利用及び外部提供の制限）第1項第5号、第6号及び第2項但し書きにある目的外利用に関する本人への通知の必要がないと認めるときにあたるかどうかについて諮問するため。

なお、同条第2項の前文では、目的外利用をしたときは、原則速やかに、その旨、その理由等を所定の様式により通知することとなっていますが、本事業については、対象者への案内文の一部に目的外利用した旨を記載したいと考えています。

## 2 委員からの質問

委員： 高齢福祉室から抽出されたデータの暗号化解除のパスワードは、抽出の都度付与されるのか。

実施機関： お見込みのとおり。

委員： パスワードの受け取り方法はどのようなのか。

実施機関： メールでのやり取りを想定している。また、メール自体にもパスワードを設定する。

委員： 保健センターの担当職員間でのパスワードの共有方法はどのように考えているか。

実施機関： システムマネージャーがパスワードを管理する。担当者には利用の都度、パスワードを伝える。

委員： パスワードを伝えたメモは、その都度破棄するのか。

実施機関： お見込みのとおり。

委員： 送付件数はどの程度を想定しているか。

実施機関： インフルエンザについては 3 万人程度、肺炎球菌については 1800 人程度を想定している。

委員： 個人情報取扱事務届の変更は行うのか。

事務局： 変更してもらうことになる。

委員： 提供を受ける情報の中にある DV 情報はなぜ必要なのか。

実施機関： DV 被害などにより、郵送物の送付先が変更されている場合があるため、確認させてもらう。

委員： 誰から DV を受けているなどの情報も含まれるのか。

実施機関： そうした情報は含まれない。DV 被害の申出があるかどうかの情報だけを受ける。

委員： 予防接種に係る申請は手間だという声はあるのか。

実施機関： 以前からそういう声はあり、検討を重ねてきた。また、新型コロナウイルス感染症防止のため、特に高齢者にとって 3 密を防ぐことは重要であり、今回本案件を進めさせてもらっている。

委員： 生活保護世帯・市民税非課税世帯等とあるが、「等」とは何か。

実施機関： 中国残留孤児の自立支援給付を受けられている世帯が対象となる。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、個人情報の目的外利用にあたっては、当該手続きに係る必要な範囲を限度とすること。